

社会福祉法人雄心会 競争入札心得

(総則)

第1条 社会福祉法人雄心会（以下「法人」という。）の一般競争入札及び指名競争入札を執行する場合の取り扱いについては、法令等別に定めるもののほか、この心得を承知するものとする。

(入札の保証)

第2条 入札保証金は免除する。

(入札)

第3条 入札参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額で入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投函）しなければならない。

2 入札参加者が一者でも入札を執行する。

(代理)

第4条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を契約担当者（入札執行者）に提出しなければならない。この場合において、入札者には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その法人名及び代表者氏名）を併記し代理人が押印して入札するものとする。

(入札書の書替え等の禁止)

第5条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き替え、引き換え、又は撤回することができない。

(無効入札)

第6条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札

- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (5) 代理人が2人以上の者の代理をした入札
- (6) 無権代理人がした入札
- (7) その他入札に関し不正の行為があった者のした入札

(開札)

第7条 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行う。

(再度入札等)

第8条 開札の結果落札に至らない場合は、直ちに出席者をもって再度入札を実施する。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には随意契約による。

(落札者の決定)

第9条 有効な入札を行った者のうち、予定価格に108分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 あらかじめ最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 落札者となるべき条件をもって入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員をもってくじを引かせる。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第10条 法人は、開札の結果次の一に該当すると認められるときは、予定価格に108分の100を乗じて得た額の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とししない場合がある。

(1) 当該申込みに係る入札金額によっては、その者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。

(2) その者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当と認められるとき。

(契約の締結)

第11条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、法人の作成した契約書案に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に法人に提出しなければならない。

(入札の取りやめ等)

第12条 法人が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期、又は取りやめるものとする。

(入札の辞退)

第13条 入札参加者として指名された者又は入札参加資格を有すると法人が認めた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者として指名された者又は法人が認めた者は、入札を辞退するときは、その旨を各号に掲げるところにより申し出なければならない。

(1) 入札執行前には、その旨を文書等又は口頭により法人担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中には、その旨を口頭により入札執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利な取扱いを行うことはない。